

東京都公報

発行

東京都

目次

規則

○東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部人事課）…一

○東京都組織規程の一部を改正する規則……………（総務局人事部調査課）…一

告示

○東京都環境影響評価条例による調査計画書……………（環境局総務部環境政策課）…一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…二

規則（人）

○公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………四

○東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則……………四

○初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………四

告示（公）

○技能検定員審査の実施……………四

○教習指導員審査の実施……………五

規則

○認定教育実施者の届出事項の変更届出……………六

○認定検査実施者の届出事項の変更届出……………七

通達

○「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正……………（東京都人事委員会）…七

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和八年八月七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百三十六号

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則（平成二十八年東京都規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「一般財団法人GovTech東京」を「一般財団法人オリンピックQシリーズ2028東京財団」に、

「公益財団法人東京都歴史文化財団」を「公益財団法人東京2025世界陸上財団」に改める。

法人東京都歴史文化財団」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和八年八月七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百三十七号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表四 二の部東京都新宿都税事務所の項中「新宿区西新宿七丁目五番八号」を「新宿区西新宿六丁目十三番一号」に改める。

附則

この規則は、令和八年九月二十四日から施行する。

告示

●東京都告示第百八十号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十条第一項の規定に基づき、都市高速鉄道東急電鉄東急多摩川線地下化事業及び都市高速鉄道新空港線建設事業について、環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

（一）事業者

羽田エアポートライン株式会社

取締役社長 玉川 一二

大田区大森西一丁目十二番一号

東急電鉄株式会社

取締役社長 福田 誠一

渋谷区神泉町八番十六号

(二) 環境影響評価の実施者（都市計画を定める者）

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

都市高速鉄道東急電鉄東急多摩川線地下化事業及び都

市高速鉄道新空港線建設事業

鉄道の建設及び改良

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、東急蒲田駅から京急蒲田駅までの延長約

〇・八キロメートルに新たに鉄道を建設し、これに伴い、

東急多摩川線矢口渡駅先から東急蒲田駅までの延長約〇

・九キロメートルを地下化する全長約一・七キロメー

ルの事業である。

四 周知地域の範囲

大田区 多摩川一丁目、東矢口三丁目、新蒲田一丁目、

新蒲田二丁目、西蒲田七丁目、西蒲田八丁目、

蒲田一丁目、蒲田三丁目、蒲田四丁目、蒲田

五丁目、南蒲田一丁目、南蒲田二丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の

地域概況を考慮した結果、騒音・振動、地盤、水循環、

史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物を

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

令和八年八月七日から同月十七日まで。ただし、日

曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十

三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 大田区資源環境部環境政策課

大田区蒲田五丁目十三番十四号 大田区役所本庁

舎八階

イ 大田区鉄道・都市づくり部鉄道・都市づくり課

大田区蒲田五丁目十三番十四号 大田区役所本庁

舎七階

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は電子申請サービス

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名

称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務

所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和八年八月二十六日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三・八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

<https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessme>

[nt/reading_guide/](#)

●東京都告示第八百八十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一

条第二項の規定により、令和七年東京都告示第七百九十一

号及び令和七年東京都告示第九百六十六号により指定した区

域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用

する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年八月七日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（日野市日野台三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十

九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準

に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム

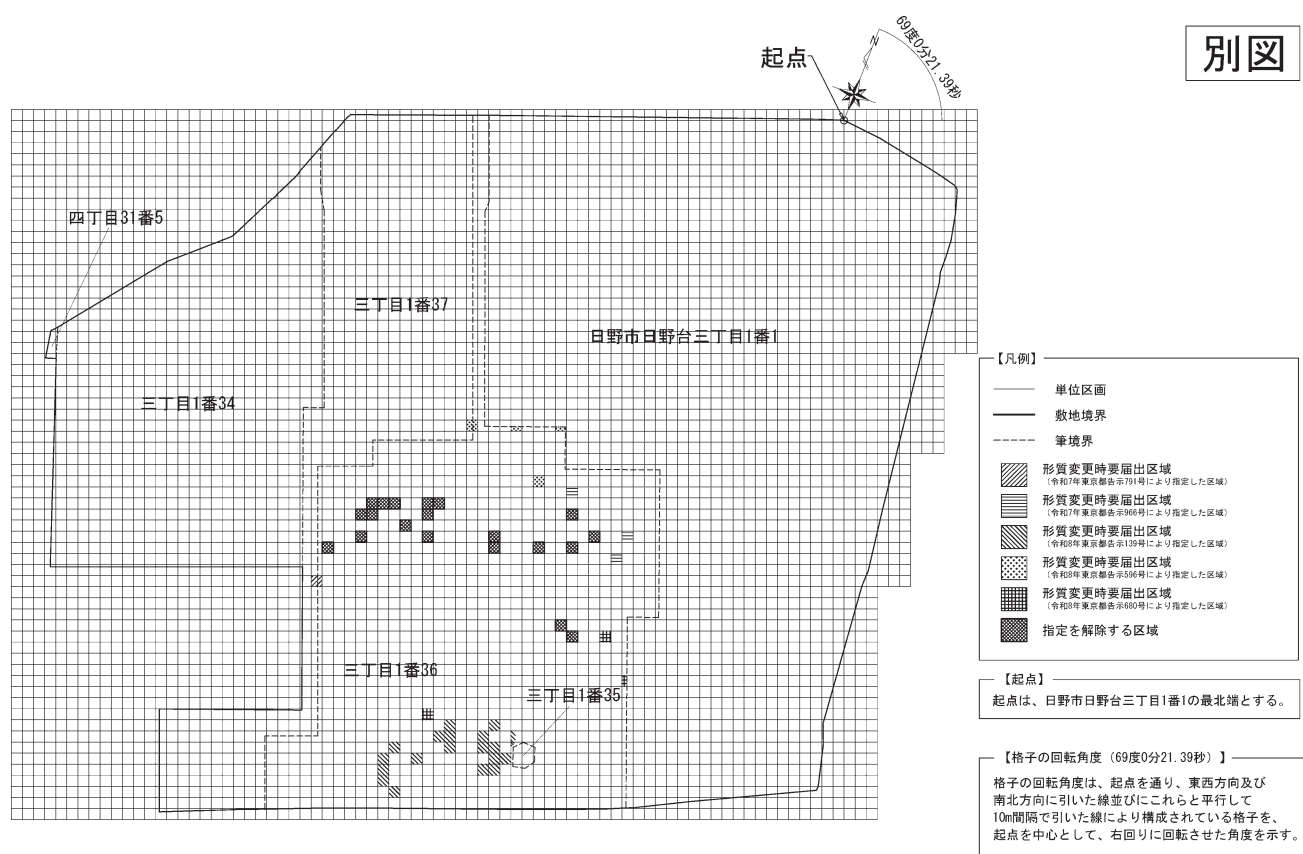
及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒

素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素

及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



東京都職員の退職管理に関する規則の一部を
改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

別表第八の部二の項中「建設局局長担当部長のうち、派遣条例第2条の規定に基づき派遣をされており、かつ、極めて困難な業務を所掌するものであって、別に定めるも

この規則は、公布の日から施行する。

 H_2O

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 準中型自動車免許技能検定員審査
- (4) 普通自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (6) 大型自動二輪車免許技能検定員審査
- (7) 普通自動二輪車免許技能検定員審査
- (8) 牽引免許技能検定員審査¹⁷⁾

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）又は当該運転免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能 イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 (2) 技能検定に関する知識 ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の28 イ 第4項に規定する教則の内容となっている事項 イ 自動車教習所に関する法令についての知識 ウ 技能検定の実施に関する知識 エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 4 審査細目の免除 規則第17条第1項各号若しくは第2項各号又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者 5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和8年9月7日（月曜日）から同月11日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時 (2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1） 6 申請手続 (1) 申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの） ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面	(2) 受付日時 令和8年8月20日（木曜日）及び同月21日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで (3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号） (4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和8年8月10日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。 7 審査手数料 大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては23,750円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては19,800円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。 8 携行品及び服装 (1) 携行品 ア 免許証又は免許情報記録個人番号カード イ 筆記用具	(ア) 黒色又は青色のボールペン (イ) 赤色のボールペン (2) 服装 自動車の運転に支障のない服装 9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。 10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276 _____ ●東京都公安委員会告示第243号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。 令和8年8月7日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 1 審査の種類 (1) 大型自動車免許教習指導員審査 (2) 中型自動車免許教習指導員審査 (3) 準中型自動車免許教習指導員審査 (4) 普通自動車免許教習指導員審査 (5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査 (6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査
--	--	--

(7) 普通自動車免許教習指導員審査 (8) 牽引免許教習指導員審査 2 審査を受けようとする者の資格 受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）又は当該運転免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示できる者であること。 3 審査項目及び審査細目 (1) 教習に関する技能 ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能 ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 (2) 教習に関する知識 ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項 イ 自動車教習所に関する法令についての知識 ウ 教習指導員として必要な教育についての知識 4 審査細目の免除 規則第17条第1項各号若しくは第4項各号又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者 5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和8年9月7日（月曜日）から同月11日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する	日時 (2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1） 6 申請手続 (1) 申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの） ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面 (2) 受付日時 令和8年8月20日（木曜日）及び同月21日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで (3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号） (4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和8年8月10日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。 7 審査手数料	大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては15,100円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては12,000円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,950円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。 8 携行品及び服装 (1) 携行品 ア 免許証又は免許情報記録個人番号カード イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン） (2) 服装 自動車の運転に支障のない服装 9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。 10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03（3581）4321 内線7251-5276 ●東京都公安委員会告示第244号 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国 家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次 のとおり認定教育実施者から代表者の氏名の変更届があ つたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示す る。 令和8年8月7日
---	---	--

東京都公安委員会
委員長 廣 瀬 道 明
記

8 人 委 任 第 8 7 号
令 和 8 年 8 月 7 日

変更届出 があった 認定教育 実施者	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社 シグマ	代表者の 氏名	鈴木 健弘	藤田 博一	令和8年3 月16日

●東京都公安委員会告示第245号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国
家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定により、次
のとおり認定検査実施者から代表者の氏名の変更届出があ
ったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示す
る。

令和8年8月7日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

変更届出 があった 認定検査 実施者	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社 シグマ	代表者の 氏名	鈴木 健弘	藤田 博一	令和8年3 月16日

通 達

各 任 命 権 者 殿

東京都人事委員会
委員長 中西 充

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用につ
いて」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用につい
て（昭和50年12月25日付50人委第1200号）」の一部を下記
のように改正しましたので、令和8年8月7日以降これによ
り実施してください。

記

昇格時職務区分別号給表関係（第20条関係）第2項を次
のように改める。

2 イの表の職務区分二の項（同表の職務区分四の項に基
づく派遣）は、一般財団法人オリエンティック・シリーズ
2028東京財団、公益財団法人愛知・名古屋アジア・東
アジアパラ競技大会組織委員会又は公益財団法人東
京都スポーツ文化事業団への派遣に限る。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

